

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成30年8月9日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

障害等級の決定に不当であると感じています。現在、障害者雇用の水増しについて、報道が多く見受けられ、審査内容も信用できません。医療機関への確認をとっても、医療機関が行政の言うことに従う傾向にあります。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年3月4日	諮問
平成31年4月23日	審議（第32回第4部会）
令和元年5月28日	審議（第33回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、同条1項の申請に基いて審査し、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。
- (2) 法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を定め、同条3項は、障害の級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに級別（障害等級）が定められている。
- (3) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害

の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして、肢体不自由（上肢及び体幹の機能障害）について記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、肢体不自由（上肢及び体幹の機能障害）に係る1級から7級までの部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりとなる。

級別	肢 体 不 自 由	
	上肢の機能障害	体幹の機能障害
1 級	1 両上肢の機能を全廃した もの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 4 一上肢の機能を全廃した もの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの
3 級	3 一上肢の機能の著しい障害	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4 級		
5 級		体幹の機能の著しい障害

6 級		
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害	

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとされている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

(4) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書（以下「本件診断書」という。）の記載内容全般を基に、客観的に判断すべきものと解される。

2 以上を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「パーキンソン病（疾病）」を原因とする「四肢・体幹機能障害」とされ（別紙1・I・(1)及び(2)）、頭部を除く全身に固縮、不随意運動及びしんせんの運動障害がある（別紙1・II・1及び参考図示）とされていることから、以下、請求人の上肢並びに下肢及び体幹の機能障

害（本件障害）の程度について、それぞれ検討する。

ア 上肢の機能障害について

本件診断書の記載によると、筋力テスト（MMT）及び関節可動域（ROM）には、いずれも記載がないことから、筋力の低下は認められないほか、備考欄には「ROMに顕著な制限なし ヤール3以上の状態」（別紙1・Ⅲ）と、握力は右5kg、左10kg（別紙1・Ⅱ・1）とされ、また、動作・活動の評価では、左手動作の「〔はしで〕食事をする」、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」並びに両手動作の「顔を洗いタオルでふく」はいずれも○（自立）、右手動作の「〔はしで〕食事をする」、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」、両手動作の「シャツを着て脱ぐ〔かぶりシャツ〕」、「ズボンをはいて脱ぐ〔どのような姿勢でもよい〕」、「タオルを絞る」、「背中を洗う」及び「排泄の後始末をする」はいずれも△（半介助）とされている（別紙1・Ⅱ・2）。

そうすると、請求人の両上肢に一定程度の障害があると認められるところ、上記の状況を総合的に判断し、一上肢の機能の著しい障害（3級）に至っているとまでは認められず、右上肢及び左上肢それぞれが、一上肢の機能の軽度の障害（7級：指数0.5）であると認められることから、両上肢の機能の障害6級（指数1）と認定するのが相当である（別紙2・第3・1・(3)及び同(4)）。

イ 下肢及び体幹の機能障害について

本件診断書の記載によると、「1km以上歩行不能」（別紙1・Ⅱ・3・(1)）と、「起立位保持（補装具なしで）」は「30分以上困難」とされており（別紙1・Ⅱ・3・(2)）、これらの記載のみからすると、障害等級4級（一下肢の機能の著しい障害）の区分に該当し得るともいえるが、動作・活動の評価では、下肢及び体幹の項目である、「寝返りをする」、「座る

(支え) 足を投げ出して「正座、あぐら、横座り」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる(壁)」、「家の中の移動(壁)」、「二階まで階段を上って下りる(手すり)」、「屋外を移動する」及び「公共の乗物を利用する」は、全て△(半介助)とされている(別紙1・Ⅱ・2)。

そして、等級表解説の第3・3・(1)・ケによれば、下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、下肢又は体幹のいずれか一方の障害として認定するとされていることからすると、請求人の下肢及び体幹の機能障害については、体幹の機能障害として認定するのが妥当であると判断される。

以上のことから、請求人の体幹の機能障害の障害程度については、臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能なものをいう「起立することの困難なもの」(障害等級2級)に至っているとまでは認められず、「歩行の困難なもの」として障害等級3級と認定するのが相当である(別紙2・第3・2・(3))。

ウ 総合等級

請求人の障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数が合計され、上肢機能障害(両上肢の機能の軽度障害)6級(指数1)＋体幹機能障害(歩行の困難なもの)3級(指数7)＝総合等級3級(指数8)となることから、障害等級3級(合計指数7～10のもの)と認定するのが相当である。

- (2) そして、処分庁は、本件障害について認定審査会に審査を求めたところ、「両上肢6級、体幹3級、総合3級」との審査結果を受けたこと、同審査結果を受けて本件診断書を作成した〇〇医師に照会したところ、審査結果と同様の回答があったこと

がそれぞれ認められる。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「上肢機能障害【両上肢機能の軽度障害】（6級）」、「体幹機能障害【歩行困難】（3級）」として、「障害等級3級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のことから、本件処分は違法又は不当である旨主張するが、前述1・(4)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級3級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2（略）